

## 中国北朝における瓦生産の展開

向井 佑介

【要約】 中国北朝の瓦は五世紀末頃に瓦当文様や製作技法が大きく変化し、それは隋唐期以降の瓦に多大な影響を与えている。本稿は、瓦当文様や製作技法の検討から当該期の変化を年代的に整理するとともに、刻印や範書きの文字瓦の分析により瓦生産の特質を明らかにすることを目的としたものである。従来、文字瓦に対する研究は記載された文字の意味を探ることに終始してきたが、筆者は文字の記載位置や製作技法の分析を文字内容の検討とあわせておこなうことにより、北朝から隋唐期の文字瓦が一連の系譜として理解しうることを指摘した。品質管理と労働管理の必要性から出現した北朝の文字瓦は、隋唐期になると変質していくが、その出現と展開は瓦当文様や製作技法の変遷と対応するだけでなく、当時の政治的・社会的背景をも反映していることを明らかにした。

史林 八七巻五号 二〇〇四年九月

### はじめに

魏晋南北朝という時代は、国家が分裂し諸民族が移動を繰り返した動乱の時期であったが、当該期の政治的・社会的・宗教的变化は隋唐以降の中国を形成する基盤となっている。このような分裂と再編の過程で、さまざまな制度や文物が東アジア各地にもたらされ、周辺諸勢力の国家の形成と展開にも大きな役割を果たした。宮殿や寺院など建築の一部を構成する屋瓦も例外ではない。当該期の瓦にみられる多くの要素が隋唐以降のそれに継承される一方で、朝鮮半島や日本にお

ける初期の瓦生産にも多大な影響を与えている。したがって、中国における瓦生産の展開と、その東アジア各地への広がりを考えるうえで、魏晋南北朝の瓦に対する検討は不可欠であるといえよう。

しかしこれまで、魏晋南北朝以降の中国の瓦に対する研究はほとんどおこなわれてこなかった。これは当該期の遺跡の調査報告の少なさにも起因し、一九七〇年代まで魏晋南北朝の瓦は、一部の採集資料を除けば、漢魏洛陽城一号房址（河南省洛陽市）の発掘調査例がある程度であった（中国科学院考古研究所洛陽工作队一九七三）。しかし一九八〇年代以降、漢魏洛陽城（中国社会科学院考古研究所一九九六、同洛陽漢魏故城隊二〇〇三ほか）や河北省臨漳県の鄴城（中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所鄴城考古工作队一九九〇・一九九六・一九九七ほか）では発掘調査や分布調査が継続的におこなわれ、北朝の代表的な都城遺跡の様相が解明されつつある。また近年、江蘇省南京周辺でも発掘調査が進んでおり、南朝の瓦がようやく明らかにされることとなった（井内二〇〇二、賀二〇〇三ほか）。

なかでも南朝の瓦は朝鮮半島南部や日本と直接かかわることから研究者の注目を集めているが、南朝の瓦は北朝との対比によって初めてその特質が明らかになるのであり、南朝の瓦のみを検討して朝鮮半島や日本の瓦との系譜関係を議論するだけでは不十分である。また中国の造瓦史上において、隋唐以降の瓦に直接的な影響を与えたのは南朝の瓦ではない。隋唐以降の瓦は明らかに北朝の瓦の系譜を引き継いでおり、中国における瓦生産の展開を解明するうえで北朝の瓦を検討することは不可欠である。

北朝の瓦は、編年や製作技法といった基礎的な部分でさえまだ不明な点が多い。中国では、銭国祥が漢魏洛陽城出土瓦当の分類と編年をおこない、北魏洛陽期における瓦当文様の変遷を明らかにした（銭一九九六）。また最近では、中原地区における蓮華文瓦当の変遷を検討した研究も発表されているが（李二〇〇二）、各時期の代表例を提示して変遷を概観するにとどまっている。日本では、佐川正敏が北魏から遼、金、元までの軒平瓦の検討（佐川一九九二）や、北朝および隋唐期の軒丸瓦の研究（佐川一九九八・二〇〇〇）を通じて、数多くの重要な問題提起をおこなった。これらの研究により、北

朝および隋唐期における瓦当文様や製作技法の概要が明らかにされたが、瓦の生産・管理体制を含めた総合的な議論にはいたっていない。

そこで本稿では、刻印や篋書きの文字瓦をもとに瓦の生産・管理体制を明らかにし、その時間的変遷について考察する。北朝の都城遺跡では刻印や篋書きの文字瓦が多く出土し、それをもとに瓦の生産組織やその管理の状況について述べた研究も少なくない（黄一九六二、中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三ほか）。しかし、従来の研究は瓦に記載された文字の意味を探ることに終始しており、文字以外の諸要素を含めた検討が必要である。また、後述のように北朝における文字瓦の出現と展開は、瓦当文様や製作技法の変遷と切り離して考えることはできず、それらを総合的に検討して初めて北朝における瓦生産の特質を議論することが可能になるだろう。

しかしこれまで、洛陽遷都より前の北魏の瓦については資料の制約から十分な検討がなされておらず、蓮華文瓦当の出現に代表される当該期の変化の実態を把握することができていない。このことが、瓦からみた北朝最大の変革期の解明を困難にしているとみてよい。そこで瓦の生産・管理体制の検討に先立ち、瓦当文様と製作技法の両面から北魏の瓦を検討し、当該期の変化を明らかにしておきたい。

## 第一章 北朝における瓦の変遷

北朝の瓦は西晋以前のそれとは大きく異なる。瓦当文様では、魏晋代以前に流行した雲文瓦当や文字瓦当がなくなり、蓮華文や獣面文が主流となる（銭一九九六）。平瓦は広端面に連続する指頭圧痕を施したもの（押圧波状文平瓦）が流行し、やがて瓦当下端の押圧だけでなく重弧文や篋状・櫛状工具による刻みや刺突などを加えて裝飾化が進んだもの（波状重弧文軒平瓦）も出現する<sup>①</sup>。また、「青棍瓦」と呼ばれる表面を磨いて黒色に燻した瓦も現れる（佐川一九九二）。

これらはいずれも北魏の洛陽遷都前後に相ついで起こる変化であり、隋唐以降の瓦にも継承されていく要素である。以

## 1 北魏平城期の瓦

下、軒丸瓦の瓦当文様、平瓦の裝飾技法、丸・平瓦の製作技法の三点にあらわれる当該期の変化を明らかにしておきたい。

まず、北魏の洛陽遷都より前の平城の瓦がどのようなものかを簡単にみておこう。平城は天興元年（三九八）から太和一七年（四九三）までの約百年間、北魏の都として繁栄したが、ここで出土する瓦には年代を限定しうる資料が少ない。五世紀後半には雲岡石窟や方山など、年代を限定しうる遺跡の調査例があるが、それより前の資料は年代が判明している資料との比較で相対的に古いものを抽出していくしかない。そこで、まず平城周辺の遺跡のなかで雲岡石窟や方山出土瓦にくらべて相対的に古いと考えられる山西省大同市の西冊田遺跡（水野一九四四）と内蒙古自治区准格爾旗の石子灣古城（崔一九八〇）出土の瓦をもとに、平城期の様相を確認しておく。

西冊田遺跡と石子灣古城から出土する北魏代の瓦当は大半が「萬歳富貴」の四字を配した文字瓦当で、蓮華文瓦当は出土していない。両遺跡とも複数の型式が認められるが基本的な文様構成は共通し、文様区を突線で「井」字に分割し、半球形の中房を中心に「萬歳富貴」の文字と四個の乳状突起を配置する（図1-1-3）。丸瓦部凸面は叩き目をなで消して素文とし、凹面には布目が観察される。また、瓦当部と丸瓦部のなす角度が鈍角になるものを含んでいる。丸瓦部の頂部に方形の穴を穿ち、そこに「瓦釘」の一種とされる菱形の裝飾（図1-1-7・8）を差し込む<sup>③</sup>。平瓦には先端を指先で押圧し、波状に裝飾したものがあつた（図1-1-6）。両面をナデ調整するものと凹面に布目を残すものがあるが、凸面に叩き目を残すものはない。そのほか特殊な遺物として、半円形の人面裝飾板（図1-1-4・5）が出土している<sup>④</sup>。

これらの瓦は以下の三点において、鄴城などで出土する四世紀代の華北の瓦にその起源を求めうる。第一は、軒丸瓦の瓦当文様と製作技法である。平城の瓦当は四世紀代の華北で流行した「萬歳富貴」瓦当の文様構成を祖型とし、それに横方向の突線二本を加えることで「井」字形の分割方式を定型化させた。瓦当部の接合技法も基本的には変わらない。第二

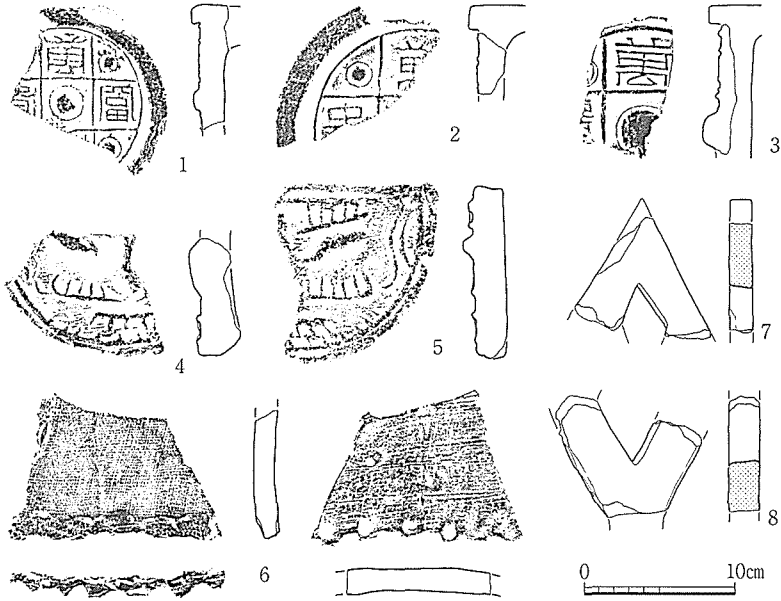


図1 大同西冊田遺跡出土瓦

は平瓦の製作技法である。平城の瓦は粘土紐桶巻き技法で製作されるが、これは五胡十六国鄴城の平瓦と共通する(佐川一九九二)。平瓦の調整は、凸面の縄叩き目をすべて消し去り、凹面は布目を残すものとなで消すものがある。これは四世紀末から五世紀初めにみられる変化である。⑤ 第三は半円形人面裝飾板の存在で、鄴城で出土する四世紀代の資料と類似する(中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所鄴城考古工作队一九九〇)。これは五胡十六国にみられる独自の要素であり、次に述べる雲岡石窟や方山など、五世紀の遅い段階には消滅することは注意を要する。

一方、以下の二点は北魏において新たに出現する要素である。第一は、瓦当と丸瓦部を鈍角に接合する軒丸瓦である。このような接合方法は、雲岡石窟や北魏洛陽城の軒丸瓦にもしばしばみられるもので、北魏に出現する新たな要素といえる。第二は菱形の裝飾瓦釘の存在で、やはり雲岡石窟や北魏洛陽城に類例がある。

また平瓦にみられる押圧波状文は、山西省北部から遼寧省西部、内蒙古自治区にかけて広がる長城地帯で前漢代に出現した技法であり、北魏の瓦はその地域的な技法を受け

継いでいる<sup>⑥</sup>。以上のことから、北魏平城の瓦は四世紀の五胡十六国にみられた瓦から多くの要素を受け継ぐ一方で、北魏独自の要素と、当該地域の地域的な技法とが複合して成立したものとみてよいだろう。

## 2 複弁蓮華文瓦当の創出

このように、平城の瓦には北魏で新たに創出された要素もみうけられるものの、大半の特徴は前代から継承されたものであった。しかし五世紀後半に入ると、蓮華文瓦当の創出に代表されるような大きな変化が始まる。以下、当該期における瓦当文様や製作技法の変化を具体的にみていきたい。当該期の瓦は、戦前の日本人による調査で出土した雲岡石窟や方山などの瓦の一部が知られているほか、近年調査がおこなわれた平城の明堂址で五世紀末の良好な資料が出土している(劉・張二〇〇〇、王・曹・韓二〇〇一)。

雲岡石窟とその周辺では、同範の瓦が複数の遺跡に供給されている。それは「傳祚無窮」の四字を配した軒丸瓦であり、西冊田遺跡や石子湾古城で出土する「萬歲富貴」瓦当と同じ文様構成をもつ。その同範品は、雲岡石窟第九・一〇洞前や石窟の台地上に位置する東部台上寺院址(第三洞上)、西部台上寺院址(西方諸洞上)のほか、石窟周辺の西梁廢寺址や大同市北郊の方山で出土している(水野・長廣一九五二・一九五五a・b)。

この一群の同範瓦は、範傷の進行などから供給順序を判定することができる。瓦当範の木目が縦方向であるため、後に製作されたものほど縦方向の傷が増加し、とりわけ「傳」と「窮」の両字に傷の進行が顕著に確認される。また、範傷の進行とともに文様全体が不鮮明なものが増加する。この事実から、最も早い段階に位置づけられるのは東部台上寺院址で出土する一群である(図2-1)。範の摩耗がみられず、瓦当裏面に丸瓦部接合の目安として横方向の沈線を施すという技法的特徴をもつ。東部台上寺院址以外で瓦当裏面に横方向の沈線を施した例は存在しない。次の段階に位置づけられるのが方山遺跡出土例(図2-6)で、つづいて雲岡の西方窟(図2-10)、西部台上寺院址(図2-11)の順に範傷が進行する。

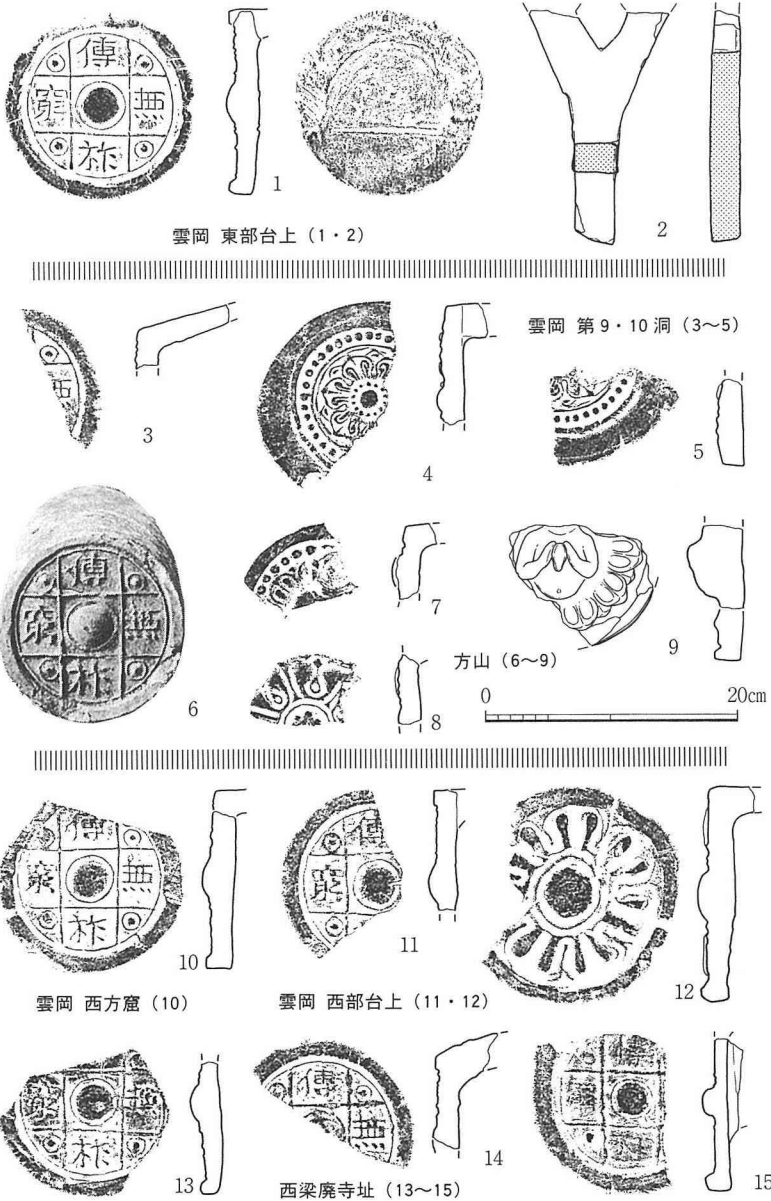


图2 「傳祚無窮」文字瓦当と関連資料

最終段階の西部台上寺院址に近い時期に供給されたと考えられる西梁廢寺址(図2-13・14)では、同様の文字を記した別範の製品(図2-15)が出土している。これは、文字と文様構成は同じであるが、字体が崩れ、彫りも浅く不鮮明である。第九・一〇洞前出土例(図2-13)は小片であるため詳細はわからないが、東部台上寺院址に後出し、西部台上寺院址に先行する可能性がたかい。以上のことから「傳祚無窮」軒丸瓦の供給は大きく三段階にわけられる。すなわち、第一段階Ⅱ東部台上寺院址、第二段階Ⅱ方山および第九・一〇洞前、第三段階Ⅱ雲岡西方窟、西部台上寺院址および西梁廢寺址である。

絶対年代については、方山遺跡と雲岡石窟第九・一〇洞、西方窟の年代がかりとなる。方山では思遠寺が太和三年(四七九)頃までに建立され、永固陵が太和五(八四一)年に造営された<sup>⑦</sup>。一方、第九・一〇洞の造営年代は研究者により理解が異なるが、四七〇年代半ばから四八〇年代、すなわち方山の前後に造営されたとする点では一致している<sup>⑧</sup>。したがって、「傳祚無窮」瓦当第二段階の製品は、四七〇年代半ばから四八〇年代にかけて供給された可能性がたかく、第一段階の東部台上寺院址への供給はそれに先行する。また、西方諸窟の造営は洛陽遷都後とみる説が有力であるから、第三段階には太和一七年(四九三)以降の製品が含まれると推定される。

次に、これらの遺跡で出土する複弁蓮華文瓦当について検討する。東部台上寺院址では蓮華文瓦当が出土しないことから考えて、石窟開鑿の早い段階には蓮華文瓦当を使用していなかった可能性があるが、雲岡石窟第九・一〇洞前や西部台上寺院址<sup>⑨</sup>、方山遺跡では出土しているから、五世紀後葉のうちに複弁蓮華文瓦当が出現している可能性は十分に考えられる。ただ、第九・一〇洞前出土の複弁蓮華文瓦当(図2-4・5)は、北魏洛陽城出土例と非常によく似た文様構成をもつため、造営当初のものかどうか判断が難しい。また、方山遺跡で採集されている複弁蓮華文瓦当(図2-7~9)も、類例が少なく年代については判断を保留せざるをえない。

一九九五年とその翌年に発掘調査が実施された平城の明堂址では、複弁蓮華文と獸面文の瓦当が出土している(劉・張



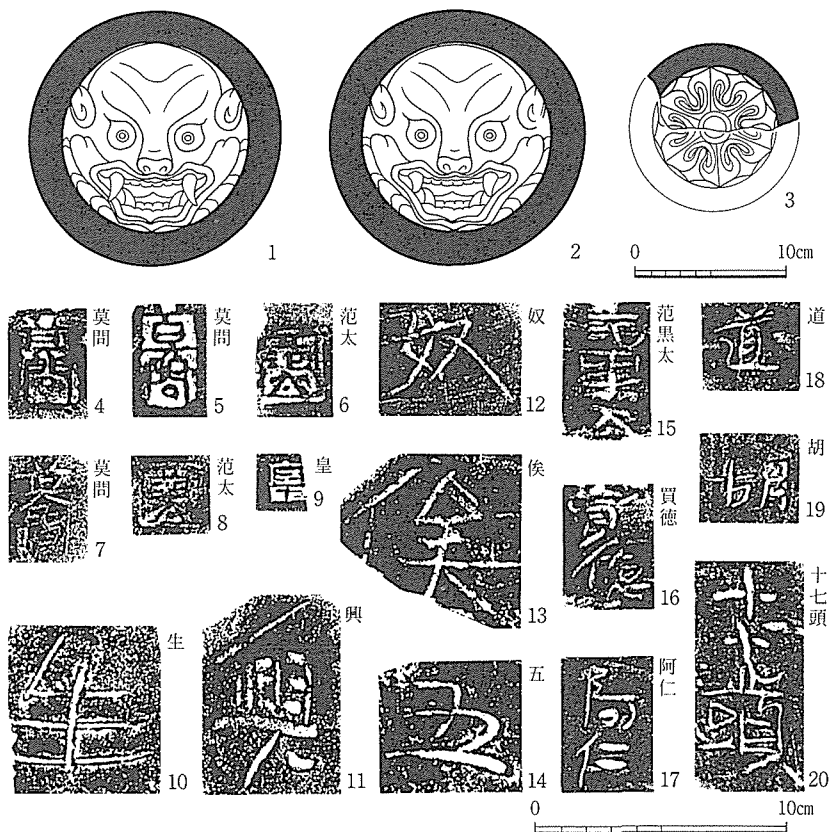


図3 平城明堂出土瓦

二〇〇〇、王・曹・韓二〇〇一）。明堂は高祖孝文帝（在位四七一―九九年）の意志で太和十五年（四九二）四月より造営を開始し、同年十月に完成した<sup>⑩</sup>。出土した瓦は、獸面文瓦当二種と複弁蓮華文瓦当一種である（図3―1―3）。瓦当周縁は幅広の平坦縁で、文様面が突出する。丸瓦部の筒部上面には方形の穴があり、これは菱形の裝飾瓦釘を差し込むためのものである。平瓦には押圧波状文を飾るものがあり、平瓦凹面と丸瓦の筒部凸面を丁寧磨いて燻し焼きする青棍瓦が顕著にみられる。これらの特徴は文様、技法ともに北魏洛陽城の瓦と酷似する。

最初に複弁蓮華文と獸面文の瓦当を主体的に使用した確実な例は明堂であるが、これとよく似た複弁蓮華

文瓦当は平城や雲岡石窟でも出土している。これらの複弁蓮華文瓦当は太和一七年（四九三）に遷都した北魏洛陽城出土の瓦と非常によく似た特徴を備えており、洛陽遷都後の製品が含まれている可能性は否定できない。しかし、孝文帝の太和一二年（四八八）頃から洛陽遷都までの数年間は平城において造営事業がさかんに進められた時期である。宮城内では宣文堂や経武殿を新たに造営し、太極殿を改修しており、外郭城の内外でも明堂をはじめ多くの造営事業がおこなわれている<sup>①</sup>。平城で出土する複弁蓮華文や獸面文瓦当の一部は当該期に使用された可能性があるだろう。

以上を整理すると、四七〇年代半ばから四八〇年代に造営された方山や雲岡石窟第九・一〇洞では蓮華文瓦当も出土するが主体は「萬歲富貴」や「傳祚無窮」などの文字瓦当であった。一方、複弁蓮華文と獸面文の瓦当が主体的に使用された最初の確実な例は平城の明堂（四九一年造営）であるが、同様の状況が遷都直前の数年間に平城でおこなわれた造営事業のなかに多く存在したと推測される。したがって、北魏では複弁蓮華文瓦当が五世紀後葉頃に出現するが、蓮華文・獸面文瓦当を主体的に用いるようになるのは洛陽遷都直前の数年間と考えてよいだろう。しかし、洛陽遷都後に造営されたとみられる雲岡の西方窟や西部台上寺院址などでは依然として文字瓦当も使用され続ける。このような現象は、当該期における雲岡石窟の造営が皇帝主導の国家的事業としての性格を失いつつあったことと対応する可能性がたかい。四八〇年代まで最新の技術を注ぎ込んでおこなわれた雲岡石窟や方山の造営にかわって、洛陽遷都直前からは明堂の造営などが最優先の国家事業として認識されるようになったのであろう。

このような五世紀後葉における変化は、瓦当文様以外の要素にも現れる。第一は、青棍瓦の流行である。北魏洛陽城の主要な建物からは平瓦凹面や丸瓦筒部凸面を磨いて黒色に燻した青棍瓦が多数出土する。青棍瓦は平城期の遺跡ではあまり出土しないが、平城の明堂では顕著にみられる。複弁蓮華文瓦当の採用と同じく、青棍瓦も洛陽遷都直前に出現、普及したと考えるとよいだろう。

第二に、平城で出土する押庄波状文平瓦は、いずれも指頭のみで施文するのに対し、洛陽城では指頭のほかに何らかの

中国北朝における瓦生産の展開（向井）

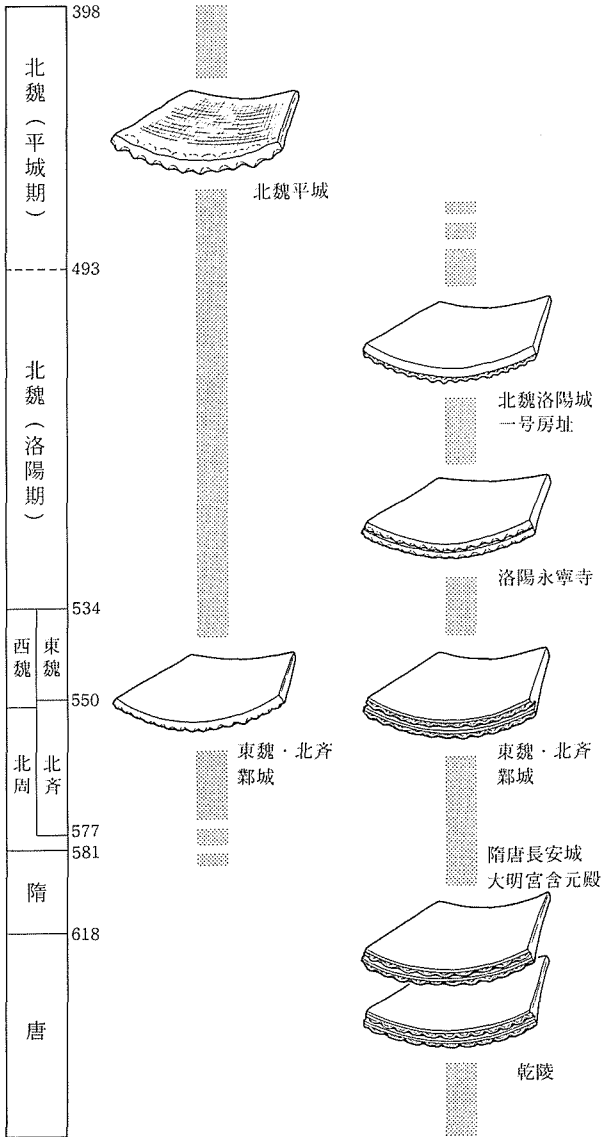


図4 押圧波状文平瓦・波状重弧文軒平瓦の変遷

工具を用いて押圧、施文するものが現れる。さらに熙平元年（五一六）に創建された洛陽の永寧寺では、重弧文と指頭圧痕を組み合わせた波状重弧文軒平瓦が出土する。押圧波状文に一条の弧文を加えた平瓦は北魏洛陽期でも早い段階に現れているから、平瓦装飾の変化においても洛陽遷都前後の時期が大きな面期をなしているとみてよいだろう（図4）。

### 3 洛陽遷都以降の瓦

北魏洛陽城の瓦については、錢国祥が主要な瓦当文様の分類と編年をおこない（錢一九九六）、永寧寺の発掘調査報告書では洛陽後半期の瓦が明らかにされた（中国社会科学院考古研究所一九九六）。また、佐川正敏も永寧寺の資料をもとに複弁蓮華文瓦当の変遷と製作技法について論じている（佐川一九九八・二〇〇〇）。公表資料が少ない現状ではこれらの研究に付け加えるべきことは少なく、ここでは本稿の議論にかかわる問題について確認するにとどめたい。なお、時期の細分は困難であるため暫定的に熙平元年（五一六）の永寧寺創建を境に洛陽前半期（四九三―五一五年）と後半期（五一六―五三四年）とにわけておく。

洛陽前半期の瓦の特徴は、上述の平城明堂の瓦とほとんど変わらないが、当該期に新たに出現する要素もある。まず、素弁蓮華文瓦当の出現である。その出現時期は明らかでないが、平城期の遺跡では出土しないことと、型式学的にみて永寧寺出土の素弁蓮華文瓦当に先行するものが洛陽城で多く出土することから、その出現は洛陽前半期と推定される。

洛陽後半期にはさらなる変化がみられる。第一に複弁蓮華文瓦当において蓮弁がそれぞれ独立するタイプの文様が主体的に使用されるようになる（佐川一九九八）。第二の変化は、波状装飾を上下二層に施した波状重弧文軒平瓦の出現である。これらふたつの要素は、永寧寺創建頃には現れている。

このように北魏洛陽期の瓦当文様は、新たな要素が段階的に出現するが、巨視的には蓮華文と獸面文が主要なモチーフとして定着していく過程とみることができよう。また、瓦の製作技法は洛陽遷都前後の要素をほぼそのまま踏襲しており、波状重弧文軒平瓦の文様変化も洛陽遷都前後の変化の延長線上でとらえることが可能である。そして、それにつづく東魏・北斉以降の瓦も、その延長線上でとらえることができる。

鄴城などで出土する東魏・北斉期の瓦は、瓦当文様のほとんどを素弁蓮華文が占める点で北魏や隋唐の瓦とは異なる。また当該期の素弁蓮華文は北魏洛陽期の瓦当文様を祖型としているが、外区に珠文帯を有するものや弁端で反転を表現するものが出現するという新たな要素もみられる。波状重弧文軒平瓦の文様は北魏洛陽期の文様や技法をうけて、さらに複雑な文様を創出してきている。また、軒丸瓦の瓦当部接合技法や丸・平瓦の製作・調整技法などは北魏洛陽期の瓦とほぼ共通し、それらの要素は隋唐以降の瓦にも受け継がれている(佐川一九九二・二〇〇〇)。

このように北魏洛陽期や東魏・北斉期には、軒丸瓦や軒平瓦の文様において数段階の変化がみとめられるものの、北魏の洛陽遷都前後における文字瓦当から複弁蓮華文・獸面文瓦当への変化、青棍瓦の流行、軒平瓦装飾の複雑化、といった大きな変化はそれ以降の瓦に継承されていった。その変化のひとつの画期となった平城の明堂造営時には、もうひとつ見逃すことのできない重要な要素が登場する。それは篋書きや刻印による文字瓦の出現である(図3-4-20)。このような瓦は雲岡石窟や方山をはじめ平城期の遺跡ではほとんど出土しないのに対し、北魏洛陽城では篋書きや刻印による文字瓦が数多く出土する。そして、北魏洛陽城の文字瓦は東魏・北斉以降のそれに影響を与えた可能性がたかい。

次章では、北魏洛陽城と東魏・北斉鄴城、そして隋唐期の文字瓦について検討し、瓦に文字を記載することの意味とその時間的変遷を明らかにする。その検討をふまえたうえで五世紀末に平城の明堂において篋書きや刻印による文字瓦が出現することがいかなる意味をもつのか、そしてそれが本章で明らかにした瓦当文様や製作技法の変化とどのように関連するのかを考察することにした。

- ① このような瓦の呼称は研究者ごとに異なるが、本稿では形態的特徴に基づき「押圧波状文平瓦」「波状重弧文軒平瓦」の呼称を用いる。後者は山崎信二により設定された用語である(山崎二〇〇〇)。
- ② 『中国古代建築技術史』(中国科学院自然科学史研究所一九八五)においてこの瓦は「營造方式」にみえる青棍瓦の前身であると指摘さ
- ③ 本来、瓦釘は屋根に瓦を固定するための長い金属製の釘を指す。北魏の菱形装飾は瓦裂であり、本来の瓦釘とは異なるが、報告の用語に

従って「瓦釘」の呼称を用いる。石子湾古城(崔一九八〇)や北魏洛陽城(中国科学院考古研究所洛陽工作队一九七三)の例をみると、四つの透し穴を飾るものが一般的である。

④ 半月形人面裝飾板の用途はよくわかっていない。面戸瓦として使用された可能性も考えられるが、反りを持たない平らな板であることと、単なる半月形で両側に抉りをもたないことの二点が問題となる。

⑤ 集安の積石塚出土の高句麗瓦を分析した谷豊信は(谷一九八九)、太王陵(四世紀中頃―後半)や千秋塚(四世紀後半―末)では平瓦凸面に縄目が残るものと無文のものが混在するのに対し、將軍塚(五世紀初)の平瓦はすべて凸面が無文であることに注目し、同時期の華北の瓦との共通性を指摘した。中国の華北でも四世紀代の鄴城では凸面素文の平瓦と叩き目を残す平瓦が混在し(中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所鄴城考古工作队一九九六)、五世紀の北魏平城期の遺跡では凸面素文の平瓦のみが出土する。両者の間に密接な関係があったとする谷の指摘は当を得たものであろう。

⑥ 押庄波状平瓦の出現が漢代にさかのぼることは、水野清一(水野・岡崎一九四六)や駒井和愛(駒井一九五九)により古くに指摘されていた。このような見解は以後の研究に反映されてこなかったが、中国における近年の報告例をみても、押庄波状平瓦の出現が漢代にさかのぼることは明らかである(向井・岡村二〇〇四)。

⑦ 思遠寺については『魏書』卷一四・釈老志に「(太和五年)又於方山太祖嘗營之処、建思遠寺」、『魏書』卷七上・高祖紀には「(太和三年八月)乙亥、幸方山、起思遠(思遠寺)」とある。永固陵については『魏書』卷二三・文成文明皇后馮氏伝に「孝文乃詔有司營建壽陵於方

山、又起永固石室、將終為清廟焉。太和五年起作、八年而成、刊石立碑、頌太后功德」とある。

⑧ 第九・一〇洞の造営は、宿白が太和八―十三年(四八四―八九)と考えたのに対し(宿一九七八)、長廣敏雄は延興五年(四七五)を落慶供養とする説を提示した(長廣一九八〇)。この両説を批判して吉村怜は四七〇年代末頃に完成したとする案を示した(吉村一九九〇)。また、八木春生は第九・一〇洞が方山永固陵に先行して造営されたことを主張し(八木一九九二)、最近の石松日奈子の説では曇曜が失脚されたと推定される太和七年(四八三)までに第九・一〇洞は完成していたとされる(石松二〇〇三)。

⑨ 図2―12の複弁蓮華文軒瓦は、かつて第二〇洞前出土と報告されたもの(水野・長廣一九五四)と同一個体である可能性がたかく、仮に別個体であったとしても同范であることは疑いない。註記には西部台上寺院址出土であることが明記されており、「傳祥無窮」瓦当の先後関係から考えてこの複弁蓮華文軒瓦を雲岡石窟開鑿の初期までさかのぼらせることはできない。

⑩ 『魏書』卷七下・高祖紀。太和一五年(四九二)、「夏四月：己卯、經始明堂、改嘗太廟」。「冬十月：是月、明堂、太廟成」とある。

⑪ 『魏書』卷七下・高祖紀。太和一二年(四八八)には「九月：丁酉、起宣文堂、經武殿」。「閏月甲子、帝親築閭丘於南郊」とある。太和一三年(四八九)には「秋九月：立孔子廟於京師」、太和一五年(四九二)には「八月：戊戌、移道壇於柔乾之陰、改曰崇虛寺」、太和一六年(四九三)には「二月：庚寅、壞太華殿、經始太極」。「冬十月：庚戌、太極殿成、大饗群臣」の記事がみえる。

## 第二章 北朝・隋唐期の文字瓦

一九六三年、北魏洛陽城一号房址の発掘調査がおこなわれ、多量の文字瓦が出土した。その概報では篋書き文字瓦の分類がおこなわれ、工房内の労働編成についての考察がなされている（中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三）。これに先だって、黄士斌が一号房址周辺で採集された文字瓦を紹介し（黄一九六二）、俞偉超は「鄴城調査記」のなかで鄴城採集の刻印瓦の解釈について言及している（俞一九六三）。その後、河北省臨漳県文物保管所による鄴北城の調査概報でも多くの刻印瓦の拓本が掲載され、その文字の意味について検討が加えられている（河北省臨漳県文物保管所一九八三）。また近年では、北魏平城明堂出土の文字瓦の解釈を試みた研究もある（殷二〇〇〇）。

これらの研究は、文字瓦から手工業の生産組織やその管理の実態を解明しようとして一定の成果をあげたが、分析の過程で必ずしも考古学的に十分な検討がおこなわれているわけではない。中国の文字瓦研究は、瓦に記載された文字の意味を探ることに終始しており、その遺物をもつ他のさまざまな情報を無視して研究が進められてきた。また、これまでの研究の多くは各時代、各遺跡の個別研究にとどまっており、地域や時代をこえた研究はほとんどみられない。

以上のような問題をうけて、本章では製作技法など文字以外の情報を含めて検討をおこなうとともに、北朝の文字瓦が時代、地域をこえてどのように展開していくのかを概観する。北朝から隋唐期にかけての文字瓦は、記載内容や刻印・篋書きの施される部位に規則性があり、一連の系譜としてとらえる可能性がたかい。そこで本稿では、これらを包括する概念として北朝系文字瓦（刻印に限られる場合は北朝系刻印瓦）という用語を設定する。<sup>①</sup>

## 1 北魏洛陽城の文字瓦

一号房址出土文字瓦の再検討 北魏洛陽城の宮城南側で検出された一号房址からは九百点をこえる篋書きや刻印の文字瓦

が出土した（中国科学院考古研究所洛陽工作队一九七三）。この建物址は宗正寺あるいは太廟建築の一部と考えられており、軒瓦の文様から判断して洛陽前半期の創建であることは疑いない。報告では篋書きの文字瓦について詳細な検討がなされ、造瓦日時のほかには隨主（瓦窯の責任者）や匠（造瓦全般の技術者）、輪（粘土円筒を製作する工人）、削人（粘土円筒を分割、調整する工人）、昆人（瓦の表面をミガキ調整する工人）などの姓名が記載されていることが明らかにされた。また、刻印の文字についても工人の姓名である可能性が指摘されている。しかし、報告の解釈には筆者の見解と異なる部分があり、また篋書きと刻印との関係も明らかにされていない。以下では篋書きと刻印との対照に焦点をあてながら、一号房址の文字瓦について再検討する。

報告では篋書き文字の記載内容を四種に分類する（図5-7、表1）。第一類は月日や隨主の姓名とあわせて匠や輪、削人、昆人らの姓名を記載したものである。主に平瓦凸面にみられ、丸瓦の玉縁凸面に記載されるものもある。第二類は月日と削人や昆人の姓名を記載したもので、削人名は丸瓦側面や平瓦凸面にある。昆人名は丸瓦玉縁凸面に記載され、その横に昆人とは別の一字が異なる筆跡で併記される。報告ではこれを昆人あるいは削人名と解釈する。第三類は平瓦凸面にひとりの名（報告では隨主の署名と推定）を記載し、その下に削人や昆人の姓名をあらわしたものである。完形の平瓦をみると、これらの篋書きとは別に凸面狭端付近に篋書きや刻印がみられる点に注意しておきたい。第四類は平瓦凸面に削人や昆人の姓名を記載したものである。

これらの分類を再検討するにあたり、まず刻印の役割について検討しておく。一号房址の刻印瓦（図6-1・5、図7-6・7）についてはまだ十分に検討できていないが、刻印の押捺位置は平瓦凸面と丸瓦の玉縁凸面に限定され、東魏・北齊鄴城の刻印瓦と押捺位置や技法が共通する。当該期の瓦にはミガキ調整を施した青棍瓦が多く含まれているが、ミガキを施す部位は平瓦の凹面と丸瓦の筒部凸面であり、その部分避けるように刻印を押捺している。鄴城の例は次節で詳しく検討するように、刻印と周囲の調整との関係から、刻印が押捺されたのは生瓦が完成した直後、粘土円筒を模骨から外



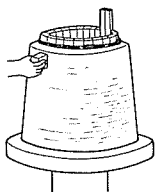


图5 北魏洛陽城一号房址出土文字瓦 第一類

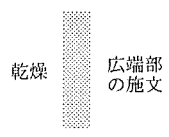
表1 北魏洛陽城一号房址出土文字瓦

図番号	文字内容	種類	分類	図番号	文字内容	種類	分類
図5-1	□□七日隨主龍 輪清 削人□	平瓦	第一類	図7-3	六月廿三日瓦王真套削	丸瓦	第二類
図5-2	□ 工 輪介□ 削李次	平瓦		図7-4	六月廿八日姚子余削	丸瓦	
図5-3	六日 隨主李 匠(悦)(茂)	平瓦		図7-5	七月三日開始	丸瓦	
図5-4	□月七日隨主楊伙生 匠范僧(得) 輪頭卿 (陶)	平瓦		図7-6	石	丸瓦	刻印
図5-5	□月六日隨主李□	平瓦		図7-7	王世	丸瓦	
図5-6	四月九日 隨主伙生 匠僧得 弋清	丸瓦		図7-8	六月十六日 僧朗昆 元	丸瓦	第二類
図6-1	午	平瓦	刻印	図7-9	五月廿七日 張法洪(昆) □	丸瓦	
図6-2	□月廿一日張始上削	平瓦		第二類	図7-10	六月十日 韓長 生昆 □	
図6-4	昆人道明	平瓦	第四類		図7-11	六月四日 張郎 仁昆	
図6-3	昆呂保	平瓦		第三類	図7-12	六月十六日 茹清里 昆 (洪)	
図6-5	法次 田太(?)	平瓦	第二類		図7-13	五月 □智思 昆 □	
図6-6	削落(奇)不任 健引 五月三十日德	平瓦					
図7-1	六月十三日削人宋	丸瓦					
図7-2	六月廿一日削人關金生	丸瓦					

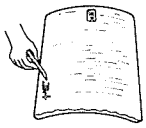
輪（輪頭）  
粘土円筒の成形  
外面のナデ調整



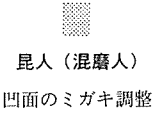
篋書き・刻印  
（凸面狭端付近）



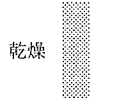
削人（削瓦人）  
粘土円筒の分割  
分割破面の調整



篋書き（凸面）



篋書き（凸面）



焼成

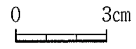
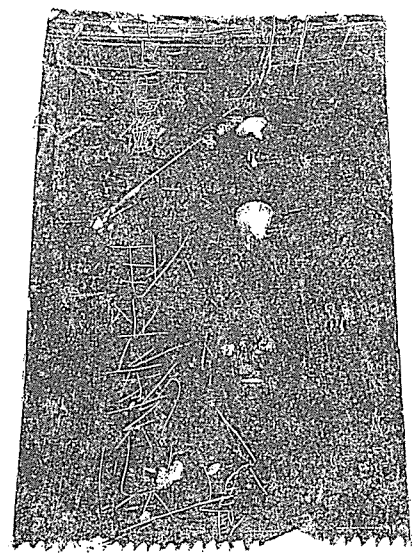
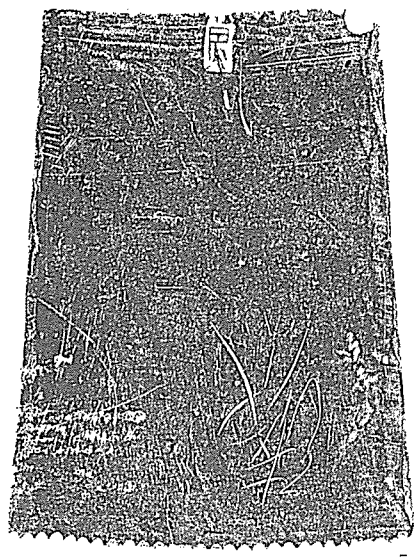
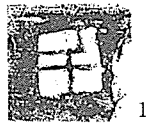
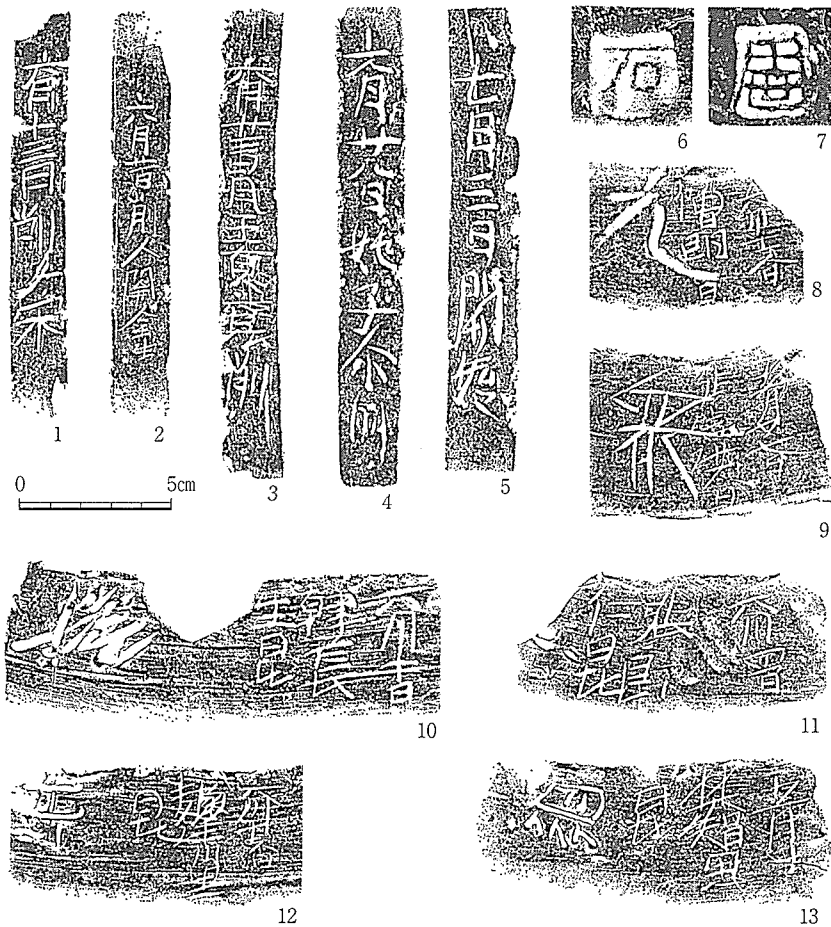
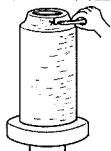


图6 北魏洛陽城一号房址出土文字瓦 第二~四類



輪 (輪頭)  
粘土円筒の成形  
外面のナデ調整



乾燥

削人 (削瓦人)  
粘土円筒の分割  
分割破面の調整



昆人 (混磨人)  
筒部凸面のミガキ調整



乾燥

焼成

篋書き・刻印 (玉縁凸面)

篋書き (側端面)

篋書き (玉縁凸面)

图7 北魏洛陽城一号房址出土文字瓦 第二類

す前であり、押捺者は生瓦作工自身であったと考えられる。一号房址の場合も郷城の例から推測して、刻印の押捺者は生瓦作工すなわち輪であった可能性がたかい。

その場合、刻印の数が少ないことが問題となるが、篋書きの文字のなかに刻印と互換性をもつものが少なからず含まれることに注意したい。例えば、図6-6の平瓦凸面狭端付近にみられる「五月三十日徳」の篋書きは、他の篋書きとは逆の方向から記されている。輪や削人、昆人らがそれぞれの分担する工程を完了した段階で署名したとするならば、輪の署名は粘土凹筒の天地に規制を受けて狭端側を上にはせざるをえないはずである。削人や昆人の署名は分割後におこなわれるため、文字の方向は粘土凹筒の天地に規制されない。「五月三十日徳」の篋書きのみがあえて逆の方向から記載されているのは、記載者が輪であったからにはかならない。報告の第三類において随主の姓名と解釈された篋書きのなかにも、平瓦凸面狭端付近に記載された篋書きが少なからずあり、その一部に輪の姓名が含まれている可能性はあるだろう。

丸瓦の場合も同様である。第二類において丸瓦玉縁凸面に記載された、昆人とは別の署名は輪の署名であろう（図7-8-13）。それは単に刻印と同じ位置に記載されているという理由だけではない。上述の平瓦にも共通する事実であるが、昆人や削人の篋書きが細く鋭い字で刻まれるのに対し、輪とみられる篋書きはやや太い字で刻まれる。これは筆記具の差異も考えられるが、むしろ篋書きを施した時点での粘土の乾燥度合いと関連する可能性がたかく、乾燥前に施された輪の篋書きが太く柔らかな筆跡になるのは当然である。

このようにみると、第一類の篋書きのみがまったくパターンを異にするのに対し、第二類から第四類は基本的に同じパターンの篋書きであることが理解できる。第一類は、月日と随主、匠、輪、削人、昆人らの姓名を記載したもので、平瓦凸面と丸瓦の玉縁凸面にみられる。この一連の文字はよく似た筆跡で記されており、瓦が完成した段階で、製作に関与した工人や責任者の姓名、月日をひとりの人物が記したと考えられる。これに対し第二類から第四類は、輪や削人、昆人が、それぞれ分担する工程を終えた段階で姓名を記載したと考えられるもので、月日を併記するものとそうでないものがある。

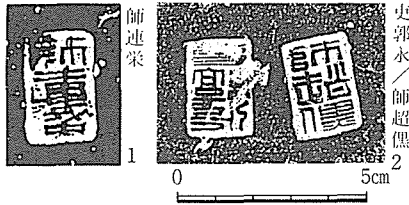


図8 「吏」「師」銘刻印瓦

丸瓦では玉縁凸面に輪とみられる工人名（刻印もしくは篋書き）と、昆人の姓名や月日を記載し、削人の姓名は調整後の側面に月日とあわせて記載される。平瓦では凸面狭端側に刻印か篋書きで輪とみられる工人名をあらわし、凸面の他の部位に削人、昆人の姓名や月日などを篋書きする。

以上の検討から、記載方式により文字瓦を二種に大別できることが理解できた。報告によれば、第一類に現れる日付が四月上旬に限られるのに対し、第二類から第四類の日付は四月下旬以降で、六月から八月が最も多い。これが確かであれば、一号房址に瓦を供給した工房では、第一類のように瓦が完成してから責任者の名前とあわせて製作に関与した工人名を列挙するという方式は初期の限られた時期にとられたもので、それ以降は工程を終えることにそれを分担した工人が署名するという方式に移行したと考えることもできよう。

北魏洛陽城の瓦生産と「吏」「師」印 北魏洛陽城では一号房址と同様に工人名とみられる刻印や篋書きを施した文字瓦がしばしば出土するが、一号房址のように多量の文字情報が記載された瓦は多くなく、ほとんどは工人の姓名あるいはその略称を記載しただけである。刻印の押捺位置は丸瓦玉縁凸面と平瓦凸面狭端付近に限られ、篋書きは丸瓦玉縁凸面と平瓦凸面に施される。北魏洛陽城において一号房址と同様の生産方式が普遍的におこなわれていたかどうかは判断が難しいが、ひとつの瓦に複数の署名がなされた例が少ないことから、製作にかかわった工人すべての姓名を記載するわけではなく、ひとりの工人の姓名を記載することで責任の所在を明示するという生産方式が一般的であったと考えておきたい。

一方、これとは異なる瓦生産の管理方式が存在したことをうかがわせる資料がある。それは「吏郭永」「師連榮」のように職名と姓名を記載した刻印の存在である（図8）。秦漢代（山田一九九八）や魏晋代（岡崎一九六五）の例から、「吏」は器物生産とはかかわらない事務官、

「師」は実際に製作の指導にあたった工人と推定される。この刻印は篆書体で記されるものが多い点でそれ以外の工人名の刻印とは異なり、丸瓦の筒部凸面と平瓦凸面に押捺される点も異なる。丸瓦の筒部凸面のように丁寧にミガキ調整を施す部位は、ふつう工人名をあらわした刻印や篋書きは施されないとされており、この点にも刻印の性質の違いがよく現れている。資料の検討が不十分であり押捺の時点は判断できないが、これが認証印や検定印<sup>②</sup>としての機能を有していたことは明らかである。この種の刻印では、二個の刻印がならんで押捺される例もあるから、ふたりの役人により二重の検査がおこなわれた場合もあったと考えられる。

洛陽城では、閭闔門址や金墉城址の発掘調査（中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊一九九九・二〇〇三）でこの種の刻印瓦が出土しているが、これらの刻印の特徴のひとつは出土量が少ないことにある。したがって、官吏による検査は抜きうちのなかのものであったか、限られた工房でのみ使用された管理方式であったかのどちらかであろう。

以上のように北魏洛陽城の瓦生産は、製作者自身が篋書きや刻印により姓名を記載することで責任の所在を明示する方式だけでなく、「吏」あるいは「師」が生産状況の検査にあたるという管理方式が併存したことが明らかである。しかし、このような刻印は北魏洛陽城以外では出土せず、以下に述べる東魏・北齊鄴城の刻印瓦は、製作者自身の姓名を記載したものがほとんどである。

## 2 東魏・北齊鄴城の刻印瓦

河北省臨漳県の鄴城址より東魏・北齊代の刻印瓦が多数出土することは古くから知られており、金鳳（銅爵）・聖庇（金虎）・崇光（氷井）の三台をはじめ鄴北城の西側を中心に刻印瓦が採集されてきた。本章において分析対象とする刻印瓦も、ほとんどが三台周辺で出土したものである。三台とその周辺の宮殿区は、北齊文宣帝の天保七―九年（五五六―五八）に丁匠三〇万人を発して大規模な修築がおこなわれた<sup>③</sup>。したがって、三台周辺で出土した刻印瓦は東魏・北齊代でも

天保年間という限られた期間に製作された可能性はあるだろう。しかし、近年の鄴南城の調査においても同様の刻印瓦は多数出土しているから、天保年間に限らず東魏・北斉代を通じて同様の瓦生産体制がとられたと考えられる。以下では、刻印瓦の分析を通して当該期における鄴城の瓦生産体制について考察する。

刻印の形態と技法 最初に、刻印の形態と文字の内容について簡単にふれておく。刻印の形態は縦長の長方形や隅丸長方形を基本とし、上端が尖った砲弾形や長五角形を呈するものも少なくない。大きさにはかなりの個体差があるが、長さ二・二～六・〇cm、幅一・一～三・〇cmの範囲におさまるものがほとんどである。この種の刻印は「八楊大」「九四清」「公伯」のように漢数字と漢字を組み合わせて一行で表記する。このうち、漢字は瓦工の姓名あるいはその略称とみられており、漢数字については製作年月を省略したものとする説(兪一九六三)や製作月日をあらわしたものとする説がある(河北省臨漳県文物保管所一九八三)。このような刻印のほか、軍主の姓名や工匠の姓名を二～三行にわたって列記するものがあり、それはやや大型の方形もしくは縦長の長方形を呈する。

刻印の種類はきわめて多い。過去に報告されている資料と京都大学総合博物館および同人文科学研究所蔵資料のなかで丸瓦一〇六点、平瓦一五八点の計二六四点の刻印瓦について検討をおこなったところ、同一原体の可能性があるものは一八種四四点であった。他の二二〇点のなかには文字が不明瞭なものも多く含まれるが、原体の数は判明しているだけで二百種をこえることは間違いない。鄴城出土瓦のなかで刻印瓦が占める割合は不明であるが、刻印の種類が非常に多いこととは注意される。また、同一原体の可能性がある一八種の刻印瓦のうち、丸瓦と平瓦の両方に同じ刻印がみられるものは「三張租」の一種二点のみであった(図9-16)。平瓦の刻印は丸瓦のそれにくらべて相対的に大きく、丸瓦と平瓦に押捺される刻印はある程度区別されていた可能性があるだろう。

つづいて刻印の押捺位置や押捺段階などについてみておく。刻印は丸瓦や軒丸瓦の丸瓦部の場合、玉縁凸面に押捺し、平瓦や軒平瓦では、押捺位置は凸面の狭端付近に限定される。刻印と周囲の調整の関係からみて、粘土円筒外面にナデ調

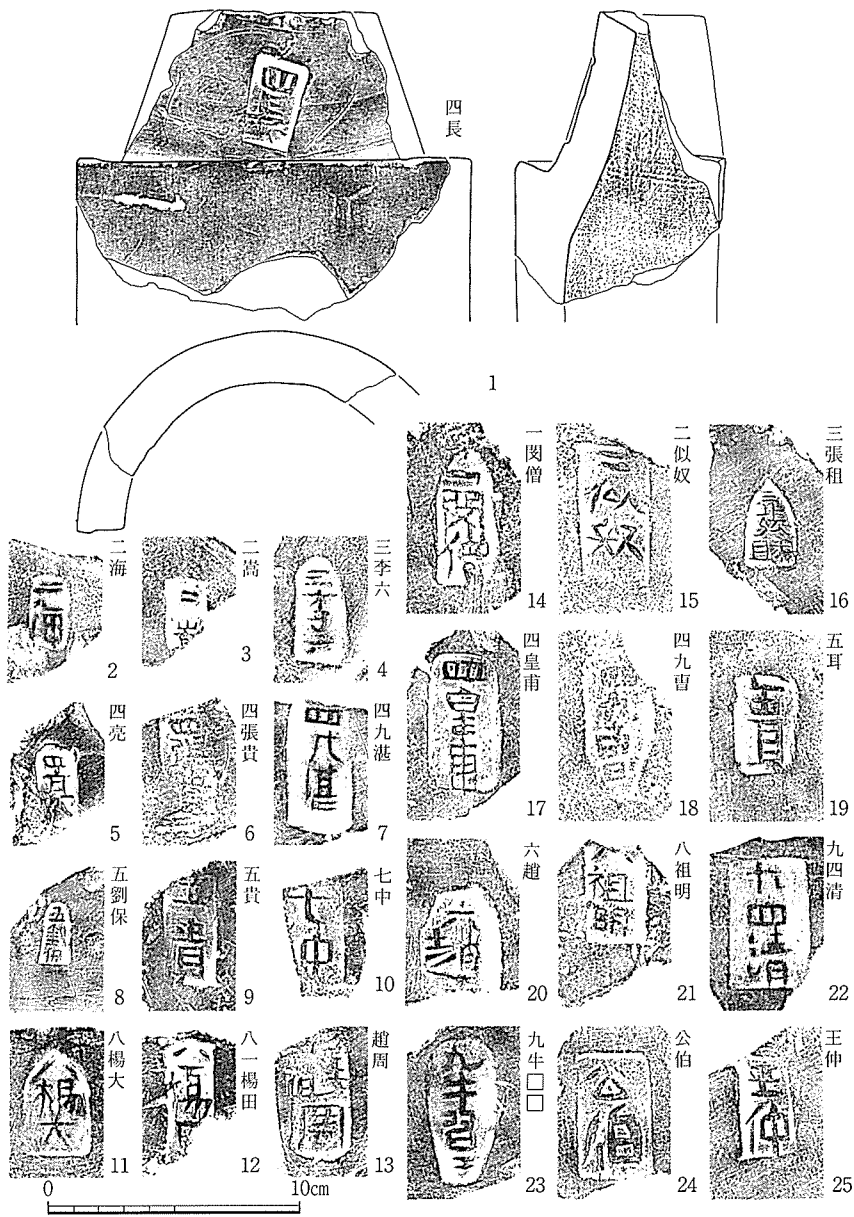
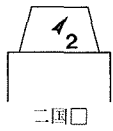


圖9 鄴城出土刻印瓦 (1~13:九瓦, 14~25:平瓦)



中国北朝における瓦生産の展開（向井）



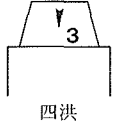
二国□



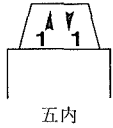
凡例

▲：刻印の傾き  
（文字の天地）

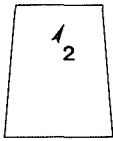
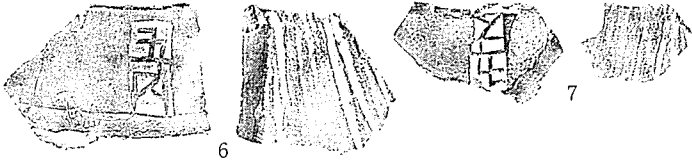
数字：破片点数



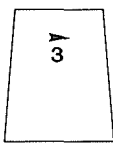
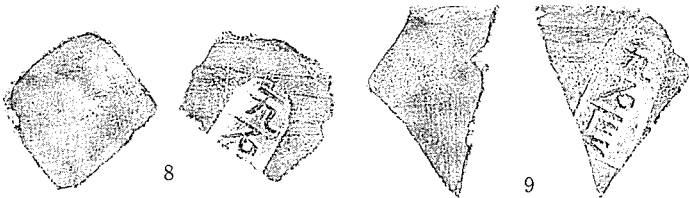
四洪



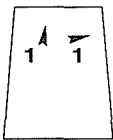
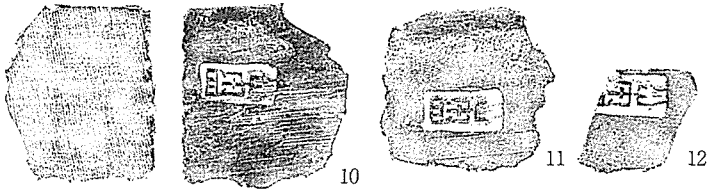
五内



一九石□



八□四



相鳳



図10 鄴城出土刻印瓦の押捺技法

整を施した後に押捺されていることが明らかである。また、刻印のなかには分割時に裁断されているもの(図9-3)が含まれることから、押捺時点は円筒の分割に先行する。したがって、粘土円筒の成形→粘土円筒外面の調整→刻印押捺→半乾燥→分割→ミガキ調整という工程で製作されたことは疑いない。

押捺時点に関して問題となるのは、粘土円筒が完成した直後に工房内で押捺されたのか、乾燥場に運ばれた後に押捺されたのかということである。このことは、後に検討する押捺者の問題とも密接にかかわる。粘土円筒を模骨から外した後に刻印を押捺した場合、凹面側から指などで支える必要があるが、郷城出土の丸瓦や平瓦にそのような例は存在しない<sup>⑤</sup>。したがって刻印を押捺したのは粘土円筒を模骨から外す前であり、さらにいえば生瓦が完成した直後、模骨がまだ回転台にある段階で押捺された可能性がたかい。

**刻印の方向と押捺主体** 刻印の押捺方向は多様であるが、刻印の原体ごとにその傾きを観察すると、同一の刻印では押捺方向に規則性がみられる。例えば「四洪」の印が押捺された丸瓦三点(図10-3-5)はいずれも瓦の天地と刻印の方向が逆である。また「二国」の印が押捺された丸瓦二点(図10-1-2)は瓦の天地軸に対し右傾する。「五内」の印が押捺された丸瓦二点(図10-6-7)は、押捺方向が瓦の天地に対応するものと天地逆に押捺するものがあるが、印の傾きという点では一致する<sup>⑦</sup>。平瓦では、「八四」の刻印を押捺した三点(図10-10-12)はすべて瓦の天地軸に対して直交し、「一九石」の刻印がみられる二点(図10-8-9)は瓦の天地軸に対し右傾して押捺される。

このように、刻印の方向には原体ごとに一定の規則性がみとめられ、これは刻印を押捺した人間の癖である可能性がたかい。ただ、「相鳳」の刻印を押捺した平瓦二点(図10-13-14)のように、同一の原体と考えられるものでも押捺方向に規則性がみられないものも例外的に存在する。これについては資料数が少ないため評価が難しいが、押捺の方向が定まっていないことも押捺者の個性のひとつと解釈することができる。

以上のように資料数は少ないものの、刻印の方向には原体ごとに押捺者の癖がみてとれる。先に述べたように、刻印を

押捺したのは生瓦が完成した直後、模骨を粘土円筒から外す前であることを考えるならば、刻印の押捺主体は生瓦作工自身と推測されるから、それぞれの刻印と生瓦作工が対応する可能性はたかい。人名を表記したとみられる刻印の種類がきわめて多いことから考えても、刻印の押捺主体は監督官や検査官ではなく、瓦工が自らの姓名あるいはその略称をあらわした刻印を押捺したとみるのが自然であろう。

刻印押捺と瓦生産の管理 これまでの検討から、刻印に記された漢字は押捺者の姓名あるいはその略称をあらわしたもので、その押捺者の大半は生瓦作工自身であったと推測したが、漢数字の解釈については瓦の技法的検討や数量的な分析からの検証が困難である。漢数字を製作年月とする説や月日とする説は、いずれも可能性はあるものの確証がない。前者の説は、具体的な年号や「年」の文字を表記した例が皆無である点が問題であり、後者の説では刻印の性質から考えてごく短期間の使用のために刻印を製作するのは不自然である。あるいは、工房編制時の略号のように生産体制にかかわる何らかの番号であった可能性も考えられるが、本稿の検討からは結論を導くことが困難なため、判断を保留しておきたい。

次に、軍主の姓名や工匠の姓名を二―三行にわたって記載するタイプの刻印についてふれておく。この種の刻印は良好な例を実見できていないが、一行目に軍主の姓名、二行目に作頭の姓名、三行目に匠の姓名を記したものが基本とされる(河北省臨漳県文物保管所一九八三)。軍主とは南北朝時代の兵制に特徴的な武官で、部曲すなわち官私の兵隊を指揮した(宮川一九五五)。北朝において「兵」はさまざまな造営事業に徴発されて労役に服することがある(唐一九八三)。その場合、先述の軍主と作頭、工匠の姓名を列記した刻印から判断して、軍主は工匠の上において生産を管理、監督する立場にあったと推測される<sup>⑧</sup>。したがって、本来これは認証印・検定印として品質管理をはかる機能を有していたはずであり、最終調整を終えた段階で押捺されるべき印である。しかしこの種の印も他の印と同様に生瓦が完成した直後に押捺されることにより、一般の工人の姓名を記した刻印よりも高いレベルでの責任の所在を示した印と考えたほうがよいだろう。

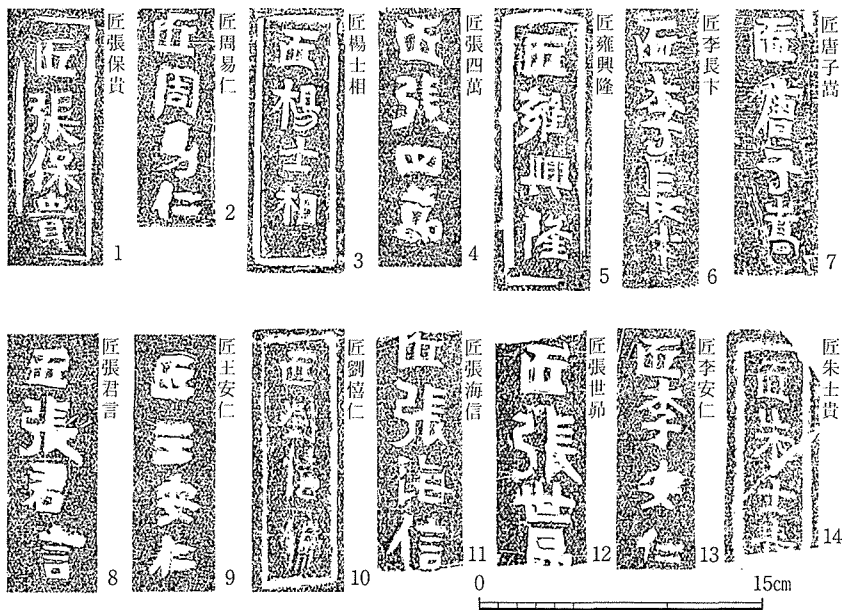


図11 隋唐洛陽宮城内瓦窯出土土刻印瓦

以上のように、鄴城の三台周辺で出土した刻印瓦の生産は、生瓦作工自身の姓名や、生産の管理者たる軍主や工房の責任者、工匠の姓名を表記した刻印を押捺することにより、製品に対する責任の所在を明示するという方式をとっていたことが理解できる。このような瓦生産方式は北魏洛陽城の文字瓦から影響を受けていると考えてよいだろう。

### 3 隋唐期の北朝系刻印瓦

隋唐期の瓦の文様や技法には、北朝の影響が明瞭にあらわれている。瓦当文様では瓦当周縁を広くつくる手法や軒平瓦の波状重弧文、製作技法では軒丸瓦の接合技法や青棍瓦の技法などに北朝的要素をみてとることができる。刻印瓦についても若干の相違点はあるものの、北朝の刻印押捺方式が継承されている。紙幅の都合上、隋唐の刻印瓦について詳細に議論することはできないため、北朝の文字瓦との関係に焦点をあてて検討をおこなう。

隋から初唐の刻印瓦 隋唐洛陽城の応天門の北側で発見された六基の瓦窯は隋唐宮城への供給を目的に操業したもので、その年代は煬帝（在位六〇四—一八年）が洛陽城の建設

を開始した大業元年(六〇五)から玄宗(在位七二一―七五六年)が城内での築窯を禁止した開元一九年(七三二)までの範囲でとらえることができる(洛陽博物館一九七四)。出土した平瓦は、凸面に「匠」の字と瓦工の姓名を記した刻印が押捺されている(図11)。工人の姓名はすべて陰刻で表記されており「張保貴」「周易仁」など一六種が存在する。刻印瓦の点数は二六五点を数える。刻印は長さ二二―二五cm、幅四cm程度の大型の長方形を呈し、狭端付近に縦方向に押捺される。

次に、唐長安城大明宮の含元殿址出土の刻印瓦をとりあげる。含元殿は大明宮の正殿であり、龍朔二年(六六二)からその翌年にかけて造営がおこなわれた。一九九五年から翌年にかけておこなわれた調査では、殿舎の脇から二一基の瓦窯が検出され、これが含元殿創建期の瓦を生産した窯であると考えられている(中国社会科学院考古研究所西安唐城工作隊一九九七)。窯址からは多くの博とともに刻印瓦三点が出土した(図12―1―3)。「官匠」のあとに工人の姓名を記載するもので、記載内容や形態、大きさは博に押捺された刻印と類似する。長さ一〇cm程度、幅二―四cmの長方形を呈し、平瓦凸面の狭端付近に縦方向に押捺される。

以上、隋から初唐期の刻印瓦をみると、「匠」「官匠」のあとに工匠の姓名を記載するものが多いことが理解できる。記載パターンが変化し、刻印も大型化するが、瓦工の姓名を記載する点では北朝の文字瓦に通ずる。刻印の押捺位置は依然として平瓦凸面の狭端付近である。丸瓦に刻印を押捺した例は少ないが、隋唐洛陽城西側に位置する夾城の発掘調査では、丸瓦の玉縁凸面に刻印を押捺した例がある(洛陽市文物工作隊一九八三)。以上のことから、隋から初唐にかけては刻印の大型化にともない丸瓦の刻印が減少するものの、平瓦の刻印押捺位置や刻印の記載内容は、北朝の刻印瓦から継承したとみてよい。

盛唐の刻印瓦 隋唐長安城の東端に玄宗の皇居のひとつである興慶宮が造営されるのは開元二年(七二四)のことである。一九五八年におこなわれた発掘調査(馬一九五九)では、「春明開廿九五月官瓦」や「天宝二五月官瓦」など玄宗の時期の年号と月を記した刻印瓦が出土している。年号には開元一九年(七四二)から天宝八年(七四九)までのものがある。「春

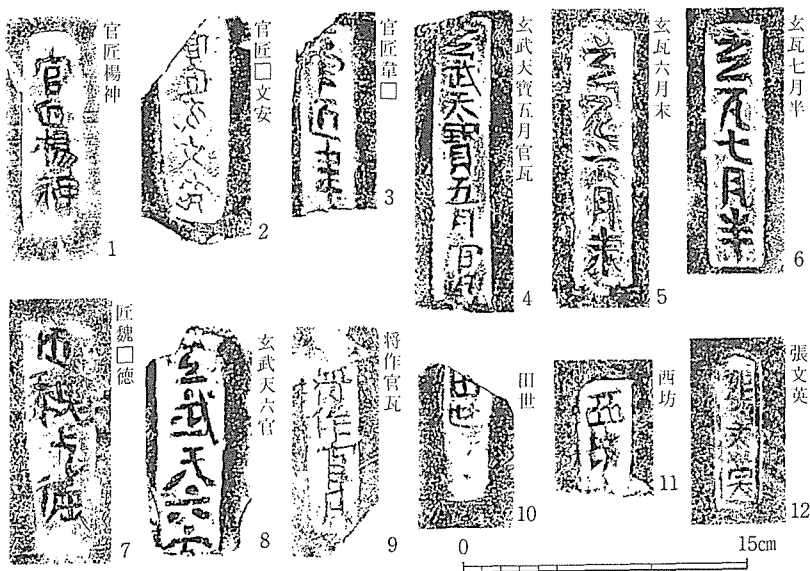


図12 唐長安城大明宮含元殿出土刻印瓦

明」は興慶宮からもっとも近い城門が春明門であることから、興慶宮所用瓦であることを示していると考えられる。「十王宅内作官瓦」や「十王宅官瓦」の刻印も供給先を示したものである。<sup>⑩</sup>

また、先述の唐長安城大明宮の含元殿址の調査では、瓦窯出土の刻印瓦のほかにも、殿址周辺から一三種三五点の刻印瓦が出土している(図12-4-12)。殿址周辺出土の刻印瓦には「玄武天宝五月官瓦」のように元号と製作月をあらわしたものがあり、「玄武」の文字は含元殿所用瓦であることを示したものであろう。また「將作官瓦」の刻印や、工匠の姓名を記した刻印もある。刻印は長さ一〇～一五cm、幅三～四cmほどの長方形を呈し、平瓦凸面狭端付近に縦方向に押捺される。含元殿は天宝六～八年(七四七～四九)に修造がおこなわれ、「玄武天宝五月官瓦」や「玄武天六官」などの刻印瓦がそれに対応すると考えられる。「將作官瓦」の刻印や工人名の刻印は、明確な時期を決定できない。

陝西省臨潼縣驪山の華清池一帯は、唐の太宗李世民(在位六二六～四九年)が貞観一八年(六四四)頃から温泉宮を造営し、八世紀前半には玄宗により大改修がおこなわれ華清宮と

改称される。発掘調査では「天宝二年内作官瓦」「天六官瓦」などの刻印瓦が出土し、玄宗の天宝年間(七四二—七五六)の改修時に供給されたことが明らかである(駱一九九八)。また「北六官泉」「六官泉南」など供給先を記した刻印瓦もそれと同時期の瓦と考えられている。大きさや形態、押捺位置などは大明宮含元殿の例と大差ないが、まれに横方向に転がしながら連続的に押捺される印がある。

以上の事例から、玄宗の時期の刻印瓦がそれ以前のものとくらべて文字内容に変化がみられることは明らかで、その事実は含元殿の報告においてすでに指摘されている(中国科学院考古研究所西安唐城工作队一九九七)。それによれば、隋代において工匠の姓名を記載した刻印瓦は、初唐には「官匠」のあとに姓名を記載するかたちへと変化し、玄宗の時期には年号や窠名を記すものが現れるという。その変遷観は大体において誤りが無いが、以下ではその見解に若干の修正を加えつつ本稿での見解をまとめておく。

北朝系刻印瓦の終焉 北朝の工人名刻印瓦の系譜をうけて、隋から初唐の刻印瓦は「匠」「官匠」「将作匠」のあとに姓名を記載するかたちを定型化させる。これらの刻印は本来、北朝の文字瓦と同様に、製作者の姓名を明示することにより品質管理をはかるという目的があったと考えられる。しかし丸瓦への刻印押捺率がきわめて低いことからみても、厳密に製品と製作者とを対応させようという意図があったわけではないようである。文字内容からみても、とくに後二者は官宮工房所属の工匠である旨を明示する点で北朝の文字瓦とは異なり、北魏において文字瓦が採用された段階とは刻印の意味が変化している可能性がある。

玄宗の時期には、年号や供給先の建物名と「官瓦」を組み合わせたものが主流となり、工匠の姓名を記載した刻印は目立たなくなる。これらの刻印は、いずれも品質管理のために押捺されたものではない。唐代の造営事業においては瓦の数量把握が義務づけられており、数量確認の目的で刻印が押捺された可能性も否定できないが、推測の域を出ない。ただ、年号を記した刻印の多くが「玄武天宝五月官瓦」のように供給先を特定しうる記載方式をとっていることを考慮すると、

当該期の刻印は年号や供給先を示すことでの造営事業に使用される瓦かを特定する役割が大きかったと推測される。それは、あるいは開元一九年（七三二）に城内での築窯が禁止されることと関連するのかもしれない。

華清宮の報告では、丸瓦と平瓦の規格や製作技法、焼成の変遷について検討しており、唐代には時期の下降とともに青棍瓦が減少し、それにもない規格も小さくなることを指摘している（略一九九八）。とくに肅宗の至徳元年（七五六）以降の時期には、青棍の平瓦が基本的に消失し刻印瓦も少なくなる。当該期の刻印瓦がほとんど出土しないことは、このような製作技法の粗雑化が、瓦生産体制の弛緩と対応していたことを推測させる。その契機となったのが安史の乱（七五五—六三三）という中国史上の重大事件であったことは容易に想像がつくが、その前兆は八世紀前半にすでに現れている。玄宗の時期における刻印瓦は、品質管理のためのものではなかった。すなわち隋唐期における刻印瓦の変化は、徐々に瓦生産の管理体制が弛緩していくなかで工匠名を記載する行為自体が形骸化していき、玄宗の時期における刻印の変質を経て、最終的に消滅していく過程の現れであるといえよう。

① 南朝の文字瓦はその存在さえ明らかでなく、北朝系文字瓦といながら南朝のそれに対して設定した概念ではない。一方、北魏より前では、秦漢代の都城遺跡などで刻印や窠書きの文字瓦が多く出土するが、秦漢代の刻印瓦の大きな特徴は、押捺位置が丸瓦筒部凸面と平瓦凹面に限られることであり、北朝のそれとは異なる。

② 一般に、瓦に押捺された刻印の機能は、帰属印か認証印・検定印のいずれかであると考えられる（上原一九八四）。帰属印は製品ごとに製作者を弁別する機能をもつものである。認証印・検定印は製品の品質や労働状況を管理するための印であり、製作者以外の人間により押捺される。

③ 『北齊書』卷四・文宣紀。天保七年（五五六）に「是年、修広三台宮殿」の記事があり、天保九年（五五八）には「先是、発丁匠三十余

万宮三台於管郡下、因其旧基而高博之、大起宮室及遊豫園。至是、三台成、改銅爵曰金鳳、金獸曰聖心、氷井曰崇光」とある。

④ 河北省臨漳縣文物保管所による概報（河北省臨漳縣文物保管所一九八三）に拓本が掲載された丸瓦七五点、平瓦一〇五点に加えて、京都大学総合博物館所蔵の丸瓦二七点、平瓦三四点、同人文科学研究所蔵の丸瓦四点、平瓦一九点をもとに検討をおこなった。

⑤ 平瓦凹面にミガキ調整を施すものについては判断できないが、凹面に布目を残す平瓦や丸瓦において凹面側から指で押さえた痕跡はみとめられない。また、押印時の圧力によりゆがんだ瓦も存在しない。これらの事実は、粘土凹筒を模骨から外す前の安定した状態で、刻印が押捺されたことを示唆する。



⑥ ここでいう瓦の天地とは、粘土円筒を成形した段階での天地を指し、狭端側を上、広端側を下と便宜的に定義しておく。

⑦ 長方形の刻印がしばしば粘土円筒の天地に対して逆に押捺されるのに対し、上端が尖った砲弾形や長五角形を呈するものは、刻印の天地が粘土円筒の天地に対応するように押捺されることが多いことから、後者のような形態の印は天地をわかりやすくするための工夫とも考えられる。また「五内」の印は使用途中で原体の左右を切り縮めていることから、使用期間に一定の時間幅があったことは確かで、その間に押捺方向が逆転したとする見方もできよう。

⑧ 軍主のもとに組織された部曲は一般に衆・士衆・兵などと呼ばれる(宮川一九五五)。部曲は軍事以外にもさまざまな労役に服したことが知られ、造営事業や農業生産などにも徴発された。造営事業にあたって徴発された「兵」を統率したのが軍主であったかどうかは不明であるが、この刻印瓦から推測して軍主が官の造営事業に関与していた

ことは確実であろう。

⑨ 『唐会要』卷八六・街巷条。「開元十九年六月朔。京洛兩都、是惟帝宅、街衢坊市、固須修築、城内不得穿掘為窰、燒造磚瓦、其有公私修造、不得於街巷穿坑取土」とある。

⑩ 『唐会要』卷三〇・興慶宮条。「開元二年七月二十九日、以興慶里旧邸為興慶宮。初、上在藩邸、与宋王等同居于興慶里、時人号曰五王宅」とあり、興慶宮の前身たる興慶里旧邸の通称が「五王宅」であったことに由来すると考えられる。

⑪ 唐代において磚瓦の製作を担当したのは將作監の下におかれた輦官署である(『大唐六典』卷三三・輦官署令条)。

⑫ 『大唐六典』卷三三・將作監丞条。「凡營造修理、土木瓦石不出於所司者、總料其數上於尚書省。凡營軍器、皆鐫題年月及工人姓名、弁其名物而闕其虛實」とある。

### 第三章 瓦生産の変革と北朝系刻印瓦の展開

前章では北朝から隋唐期にかけて、製作者名を記載した文字瓦が流行し、それは本来、品質管理を目的としていた可能性がたかいことを明らかにした。ここで、再び平城の明堂で出土した文字瓦に戻り、五世紀末における文字瓦出現の意味を明らかにしておく。

平城の明堂址で出土する文字瓦(図3-4-20)には、鏡書きによるものと刻印を押捺したものの両者があるが、刻印瓦は鏡書きの文字瓦に対して圧倒的に少なく、文字の内容も「皇」「莫問」「莫」など数種に限られる。鏡書きの文字は少なくとも三〇種が確認されており、その大半は工人の姓名あるいはその一部と考えられている(殷二〇〇〇)。鏡書き、刻印の位置はいずれも丸瓦の玉縁凸面と平瓦凸面に限られる。これらの特徴は、北魏洛陽城出土の文字瓦のうち工人の姓名

を記載したものと類似性がつよく、平城明堂造営時の瓦生産体制は洛陽城のそれへと引き継がれていったと考えられる。雲岡石窟をはじめ平城期の主要な遺跡では、篋書き・刻印瓦はほとんど出土しないことから、その出現も洛陽遷都直前における変化とみてよいだろう。明堂に代表されるように、洛陽遷都直前の瓦が瓦当文様や製作技法においてそれ以前と大きく異なることは先に述べたとおりである。明堂では平城期に典型的な文字瓦当が出土せず、複弁蓮華文や獸面文瓦当が主体を占める。また、平瓦凹面や丸瓦筒部凸面をミガキ調整して黒色に燻す青棍瓦も明堂造営の頃から普遍的に使用されるようになる。そして、洛陽遷都直後には押圧波状文平瓦の広端面に一条の弧文を加えたものが出現し、洛陽後半期には上下二層の押圧波状文を飾る波状重弧文軒平瓦が現れる。

以上のような洛陽遷都前後における変化は、文様と技法の両面にわたるとはいえ、いずれも瓦の外観にかかわる変化であった。それは漢代における瓦製作技法の変化（谷一九八四）とは大きく性格を異にし、瓦を使用する側の意図が現れた変化、換言すれば支配者側の要求に端を發した変化であるといえよう。洛陽遷都直前といえ、高祖孝文帝が親政を開始し、本格的な漢化政策に乗り出した時期であり、洛陽遷都もその改革の一環であった。つまり当該期の変化は、改革という氣風のなかで屋根景観も一新することが求められた結果であると考えてよからう。

当該期に格の高い建物で使用されるようになった青棍瓦は、表面を丁寧ミガキ調整して黒色に燻し焼きしたもので、これがそれ以前の瓦にくらべ圧倒的に入念な調整を必要としたことはいうまでもない。そのような高い品質が要求された瓦であったからこそ瓦工名を製品に記すことで責任の所在を明示する必要があるであろう。また、北魏から東魏・北齊にかけての時期には宮都の造営に際して大量の労働力を徵發しており、労働状況の把握と品質管理の徹底は当該期の大きな課題であったと推測される。製作時における文字瓦の比率を知るすべはないが、高い質を保つために製品の品質管理が求められたことと、大量の労働力の動員にともなう労働管理の必要性とが当該期における文字瓦出現の契機であった可能性を考えておきたい。

平城明堂の瓦生産は北魏洛陽城にそのまま引き継がれたが、洛陽では一号房址にみられるように複数の工人名を記載した瓦もあれば、「吏」「師」印から明らかなように官吏や生産の責任者が検査にあたるという方式も併存した。これらの文字瓦には数量検査という意味もあったかもしれないが、いずれも根本的には品質管理という必要性に端を発している。

「吏」あるいは「師」という職名は、曹魏の「尚方」銘を有する青銅弩機の銘文にみえる(岡崎一九六五)。銘文には製作年号、製作官署名のあとに、製作全体の統括者たる「監作吏」の姓名と、製作にあたった「匠」および「師」の姓名が記載されている。北魏洛陽城の瓦生産の場合も、瓦生産を監督する役人としての「吏」と、実際に製作の指導にあたった「師」の存在が刻印の文字から推測される。このような制度は魏晋代の官営工房から影響をうけたものであろう。

これに対し、一号房址の瓦を生産した工房では、責任者たる「隨主」のもとに瓦製作の指導をおこなう「匠」、製作の各工程を担当する「輪」「削人」「昆人」らが編成されていた。「隨主」の名は北魏以前の官営工房の制度には現れていないから、このような生産体制は当該期における大量の屋瓦需要のなかで新たに設けられた制度であるか、あるいは官営工房以外の生産システムを組み込んだ可能性も考えられるが、いずれも推測の域を出ない。

東魏・北斉期になると、簡書きの瓦は姿を消して刻印瓦のみが残る。刻印の押捺位置は北魏のそれと同様に九瓦玉縁凸面と平瓦凸面狭端付近である。文字の内容も瓦工の姓名を記載したものが大半であり、製作者の姓名を記すことで責任の所在を明示するという北魏の生産方式を踏襲したようである。一方、「吏」「師」印に相当するものは姿を消し、官吏による検査の状況を瓦から推測することはできなくなる。それと類似するのは軍主らの姓名を記載した刻印であるが、そこに製作者たる工匠の姓名が併記される点が異なり、洛陽城の一号房址にみられる第一類の文字瓦に近い性格を有する。

隋から初唐の刻印瓦は、東魏・北斉にみられた刻印瓦の押捺技法と工人名を記すという方式をうけて「匠」「官匠」「將作匠」のあとに姓名を記載するかたちを定型化させる。特に「官匠」「將作匠」の刻印は、大量の労働力を徴発した北朝の段階とは異なり、官営工房において安定した生産がおこなわれるようになったことを示すのかもしれない。これらの刻

印は本来、北朝の文字瓦と同様に、製作者の姓名を明示することにより品質管理をはかるといった目的があったが、その機能は徐々に形骸化していく。

そして、玄宗の時期に新たに出現する年号や供給先を表記した刻印瓦は、供給先ごとに製品を区別することに主眼をおいたもので、品質管理を目的とした工人名刻印瓦とはもはや異なるものであった。このような変化が、当該期における城内での築窯禁止や瓦生産の管理体制の弛緩と関連していた可能性はあるだろう。そして安史の乱以降、青棍瓦の減少とともに品質管理を目的とする刻印も衰退していったと推定される。

ところで、これまでみてきたような北朝系の刻印瓦は、渤海の都城遺跡でも多数出土する。黒竜江省寧安県の東京城（上京龍泉府）の調査で出土した刻印瓦は、丸瓦の玉縁凸面と平瓦凸面の狭端付近に押捺される点で、北朝や隋唐期の瓦と技法的に共通する（原田・駒井一九三九）。刻印には一―二字が記され、その文字は瓦工の姓名あるいはその略称とも考えられるが、確証はない。渤海の瓦は、瓦当文様などに高句麗の影響がうかがわれる点のみがこれまで強調されてきたが、瓦の製作技法をみると唐の影響も無視できない。上京龍泉府の構造に唐長安城のつよい影響がみられるように、渤海が唐の文物を積極的に導入していることは明らかである。渤海の瓦は刻印の押捺技法や製作技法、生産体制などを唐から導入する一方で、瓦当文様では高句麗的要素を取り入れつつ独自の文様を創出していったと考えておきたい。

### おわりに

本稿では、北朝において最も劇的な変化がみられる北魏洛陽遷都前後の瓦を年代的に整理し、その変化の実態を明らかにしたのち、当該期に成立した瓦の生産・管理体制が北朝から隋唐期のそれに与えた影響を、文字瓦の通時的な分析をもとに考察した。

北魏の洛陽遷都前後には、複弁蓮華文・獸面文瓦当の出現、青棍瓦の採用、押圧波状文平瓦の装飾化といった瓦の外観

にかかわる変化が相ついで起こる。これらすべての要素が同時に出現したわけではないが、平城における明堂の造営はその重要な画期となった。明堂造営時には工人名を記載した文字瓦が出現するが、その背景には従来よりも入念な調整を必要とする製品を作るうえで品質管理の徹底が求められたことと、大量の労働力の動員にともなう労働管理の必要性があったと考えた。このような洛陽遷都前後における瓦当文様や製作技法、生産・管理体制などの変化はいずれも東魏・北斉期を経て隋唐期にも継承されていた。

従来は瓦当文様や製作技法の編年研究がおこなわれる一方で、各遺跡出土の文字瓦について個別の考察がなされていたが、それらを総合的に分析して瓦の生産体制を明らかにするという作業はおこなわれておらず、本稿はそのような視座の有効性を示すことができたと考ええる。また文献資料の豊富な中国ではあるが、南北朝期の手工業生産を扱った研究は少なく、本稿で検討した文字瓦は当該期の手工業生産の実態を説明する有効な資料となるだろう。しかし、瓦の生産・管理体制を通時的に把握することを目的としたため、個々の事例については説明できなかった課題も多い。また瓦当文様や製作技法の変遷についても、最低限の検討にとどめており、これらについては、今後さらに検討を重ねていく必要がある。

魏晋南北朝の瓦は朝鮮半島や日本の初期瓦生産との比較から注目を集めており、瓦当文様や製作技法の比較研究は今後ますます増加し続けることが予測される。瓦当文様や製作技法の比較は考古学が最も得意とする分析方法のひとつであり、地域間関係を考えるうえで有効であることはいままでもないが、歴史を復元するうえで瓦を構成する諸要素の類似性のみならず過大な意味を付与することはできない。本稿で検討した瓦の生産・管理体制を含めた比較は、東アジア各地への瓦生産の波及と受容の実態を、従来とは異なる視点から説明する手がかりとなるはずである。

## 参考文献

井内 潔 二〇〇二 「中国南朝屋瓦の変遷」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』藤澤一夫先生卒寿記念論文集刊行会

石松日奈子 二〇〇三 「雲岡中期石窟新論」『MUSEUM』第五八七号

殿 憲 二〇〇〇 「大同北魏明堂瓦刻文考略」『山西省考古学会編』山

西省考古学会論文集」三 山西古籍出版社

上原真人 一九八四 「天平二、一三年の瓦工房」『研究論集』Ⅶ 奈良国立文化財研究所学報第四一冊

王 銀田・曹 臣明・韓 生存 二〇〇一 「山西大同市北魏明堂遺址

一九九五年の発掘」『考古』二〇〇一年第三期

岡崎 敬 一九六五 「漢・魏・晋の「尚方」とその新資料」『東方学』第三二輯

賀 雲朝 二〇〇三 「南京出土六朝瓦当初探」『東南文化』二〇〇三年第一期

河北省臨漳県文物保管所 一九八三 「鄴城調査和鑽探簡報」『中原文物』一九八三年第四期

黄 士斌 一九六二 「漢魏洛陽城出土の有文字的瓦」『考古』一九六二年第九号

駒井和愛 一九五九 「社会と思想」『世界考古学体系』七 東アジア

Ⅲ 平凡社

崔 瑫 一九八〇 「石子湾北魏古城の方位、文化遺存及其他」『文物』一九八〇年第八期

佐川正敏 一九九二 「中国の軒平瓦の成形・施文技法を考える——東アジアの造瓦技術の比較研究Ⅰ」『日本中国考古学会会報』二

佐川正敏 一九九八 「永寧寺木塔の屋根を復元する——九重塔の屋根瓦にみる天人誕生の理念——」奈良国立文化財研究所編『北魏洛陽永寧寺』中国社会科学院考古研究所発掘報告

佐川正敏 二〇〇〇 「中国の瓦と飛鳥時代の瓦」『古代瓦研究Ⅰ』古代瓦研究会シンポジウム記録 奈良国立文化財研究所

宿 白 一九七八 「雲岡石窟分期試論」『考古学報』一九七八年第一期

銭 国祥 一九九六 「漢魏洛陽城出土瓦的分期与研究」『考古』一

九九六年第一〇期

谷 豊信 一九八四 「西晋以前の中国の造瓦技法について」『考古学雑誌』第六九卷第三号

谷 豊信 一九八九 「四、五世紀の高句麗の瓦に関する若干の考察——墳墓発見の瓦を中心として——」『東洋文化研究紀要』第一〇八冊

中国科学院考古研究所洛陽工作队 一九七三 「漢魏洛陽城一号房址和出土的瓦文」『考古』一九七三年第四期

中国科学院自然科学史研究所主編 一九八五 「中国古代建築技術史」科学出版社

中国社会科学院考古研究所 一九九六 「北魏洛陽永寧寺」中国田野考古報告集考古專刊第五一 中国大百科全書出版社

中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所鄴城考古工作队 一九九〇 「河北臨漳鄴城遺址勘探發掘簡報」『考古』一九九〇年第七期

中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所鄴城考古工作队 一九九六 「河北臨漳鄴城南城朱明門遺址的發掘」『考古』一九九六年第一期

中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所鄴城考古工作队 一九九七 「河北臨漳鄴城南城遺址勘探發掘」『考古』一九九七年第三期

中国社会科学院考古研究所西安唐城工作队 一九九七 「唐大明宮含元殿遺址一九九五—一九九六年發掘報告」『考古学報』一九九七年第三期

中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊 一九九九 「漢魏洛陽故城金墉城址發掘簡報」『考古』一九九九年第三期

中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊 二〇〇三 「河南洛陽漢魏故城宮城閭闔遺址」『考古』二〇〇三年第七期

唐 長孺 一九八三 「北朝的兵」『魏晉南北朝史論拾遺』中華書局

- 長廣敏雄 一九八〇 「宿白氏の雲岡石窟分期論を駁す」『東方学』第六〇輯
- 原田淑人・駒井和愛 一九三九 『東京城』東方考古学叢刊 甲種第五冊
- 馬得志 一九五九 「唐長安興慶宮発掘記」『考古』一九五九年第一期
- 〇期
- 水野清一 一九四四 「大同西冊田考古記」『学芸』第二卷第二号
- 水野清一・岡崎卯一 一九四六 「萬安縣北沙城漢墓発掘」『萬安北沙城』東方考古学叢刊 乙種第五冊
- 水野清一・長廣敏雄 一九五二 「雲岡発掘記1」『雲岡石窟』第七卷 第一〇洞本文
- 水野清一・長廣敏雄 一九五四 「雲岡石窟」第一三・一四卷 第一九洞および第二〇洞本文
- 水野清一・長廣敏雄 一九五五 a 「雲岡発掘記2」『雲岡石窟』第一卷 西端諸洞本文
- 水野清一・長廣敏雄 一九五五 b 「雲岡周辺調査記」『雲岡石窟』第一卷 西端諸洞本文
- 宮川尚志 一九五六 「南北朝の軍主・隊主・戎主等について」『六朝史研究』政治・社会篇（初出は同一九五五）『東洋史研究』第一三卷 第六号
- 向井佑介・岡村秀典 二〇〇四 「雲岡石窟出土瓦の研究」『日本考古学協会第70回総会 研究発表要旨』日本考古学協会
- 八木春生 一九九一 「雲岡石窟に見られる「藤座式柱頭」についての一考察」『仏教芸術』一九七号
- 山崎信二 二〇〇〇 「中世瓦の研究」奈良国立文化財研究所学報第五冊
- 山田勝芳 一九九八 「秦漢代手工業の展開——秦漢代工官の変遷から

考える——」『東洋史研究』第五六巻第四号

兪偉超 一九六三 「郟城調査記」『考古』一九六三年第一期

吉村 怜 一九九〇 「雲岡石窟編年論」『国華』二一四〇号

駱希哲（陝西省文物事業管理局）編著 一九九八 『唐華清宮』文物出版社

洛陽市文物工作隊 一九八三 「一九八一年河南洛陽隋唐東都夾城発掘簡報」『中原文物』一九八三年第二期

洛陽博物館 一九七四 「洛陽隋唐宮城内的焼瓦窯」『考古』一九七四年第四期

李梅 二〇〇二 「中原地区蓮華文瓦当的類型与分期」『文物春秋』二〇〇二年第二期

劉俊喜・張志忠 二〇〇〇 「北魏明堂辟雍遗址南門発掘簡報」山西省考古学会編『山西省考古学会論文集』三 山西古籍出版社

劉表出典（所藏機関記載のものは筆者原図・拓影）

図1 京都大学人文科学研究所蔵。

図2 6 「駒井一九五九」より転載。10は京都大学総合博物館蔵。

図3 1・3・5・9・12・17・19・20は【劉・張二〇〇〇】を改変。

他は【王・曹・韓二〇〇二】を改変。

図4 筆者作成。

図5 【中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三】を改変。

図6 【中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三】をもとに作成。

図7 【中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三】をもとに作成。

図8 1 【中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊一九九九】を改変。

2 【中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三】を改変。

図9 1・5・14・17・23は京都大学人文科学研究所蔵。

他は京都大学総合博物館蔵。

図10 9・14は京都大学人文科学研究所蔵。

他は京都大学総合博物館蔵。

図11 【洛陽博物館一九七四】を改変。

図12 【中国社会科学院考古研究所西安唐城工作隊一九九七】を改変。

表1 【中国科学院考古研究所洛陽工作隊一九七三】をもとに作成。

【謝辞】 本稿は京都大学大学院文学研究科に提出した二〇〇三年度修

士論文の一部を再構成したものである。本稿をなすにあたり、上原

真人先生・吉井秀夫先生に御指導を賜り、阪口英毅氏をはじめ考古学研究室の皆様には多岐にわたり援助いただいた。また、京都大学人文科学研究所の岡村秀典先生には多くの有益な御教示を賜り、資料の実査に際しても御世話になった。滋賀県立大学の田中俊明先生をはじめ、出土文字資料研究会の皆様には多くの助言をいただいた。資料調査に際しては、中国社会科学院考古研究所、東京大学考古学研究室、京都大学総合博物館の諸機関に御世話になった。記して厚く御礼申し上げたい。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）



# The Evolution of Roof-tile Production in the Northern Dynasties of China

by

MUKAI Yusuke

In this paper, roof-tiles from the Northern Dynasties are examined to clarify the roof-tile production system through analysis of not only tile design and production technique but also of tiles with incised or impressed characters.

First, I have indicated the chronological framework of eaves tiles from the 5th to the 6th century by analyzing the designs of the antefixes and their production technique. Second, tiles with incised or impressed characters have been analyzed in order to consider the system of their production and its management. Although such tiles have previously been studied in terms of the meaning of the characters on them, the author considered it necessary to analyze the position of the characters on the tiles and the production technique as well as the characters themselves.

As a result of these analyses, the following has become clear. The design of eaves tiles and their production technique changed greatly at the end of the 5th century. Tiles with incised or impressed characters appeared almost simultaneously with this change. This suggests that a change in the system of production and its management occurred. Furthermore, these changes had a great influence on the roof-tiles later in the *Sui* and *Tang* dynasties. It is highly likely the tiles with characters produced from the Northern *Wei* dynasty to the *Sui* and *Tang* dynasties belong to the same lineage in terms of production technique, although the characters themselves changed over the same period. The author argues that the need for quality control to the products that required more elaborate adjustment than earlier types and the need to manage the labor that accompanied the mobilization of greater manpower brought about the appearance of this type of tiles with characters.